スウェーデンへの総括所見（初回）（JD仮訳）

CRPD/C/SWE/CO/

2014年5月12日

障害者権利委員会

**I.はじめに**

1.委員会は、スウェーデンの最初の報告書を第123回および第124回会合（それぞれ2014年3月31日および4月1日に開催）で検討し、2014年4月11日の第140回会合で以下の結論を採択した。

2.本委員会は、委員会の報告ガイドラインに従って作成されたスウェーデンの初回報告を歓迎し、委員会が作成した事前質問事項に対する締約国の書面による回答（CRPD / C / SWE / Q / 1 / Add.1）に感謝する。

3.委員会は、締約国代表団との有意義な対話を高く評価し、関連する政府省庁の多くの代表者を含む代表団の力量について同国を称賛する。

**II.肯定的な側面**

4.委員会は、スウェーデンがいくつかの成果を挙げたと評価する。スウェーデンの手話言語は、言語法（Language Act）によると、国の5つの少数民族言語と同等とされ、この重要な措置を歓迎する。委員会はスウェーデンのインクルーシブな教育制度を称賛しており、そこでは、1.5％の子供が家族の決定に基づいて通常の学校の外で教育されている。 2011年に施行された新教育法に加えて、特別支援に関する決定について、教育苦情委員会（Board of Appeal for Education）に異議を申し立てる権利が導入された。これは利用できる安全策を拡充する改善である。委員会はまた、合理的配慮の否認を差別に含める新しい法律の採択を認識している。委員会は、スウェーデンの投票の秘密を確保するための制度について称賛する。また2015年に施行される、障害のある有権者のための複数選択を柔軟に支援するシステムの創設に関する新たな法制を称賛する。さらに、完全にアクセシブルな電子投票を2018年の選挙で試行的に導入するための準備と計画を称賛する。これらは代表団から知らされたことである。締約国が、国際協力に障害政策の視点をもたらしたこと、そして、最近の締約国会議および障害と開発に関する国連総会の高官レベル会議への障害者運動の代表者の参加のための資金助成をしたことを歓迎する。委員会はまた、国の22の機関が、その所管分野において条約を実施する約束をし、毎年スウェーデン障害政策調整局（Handisam）の調整権限の下で、その進捗状況を監視することを約束し、さらにスウェーデンが、心理社会的障害者および知的障害者（persons with psychosocial and intellectual disabilities）を含むすべての障害者の、投票権および被選挙権を確保すると約束したことを認識している。

**III.　主な懸念事項と勧告事項**

**A.一般原則と義務（第1-4条）**

5.委員会は、条約の実施を監視するために締約国が作成した指標体系が、厳密に障害政策に関連する分野に限られ、条約の権利の範囲のすべてを広く網羅してはいないこと、そして欠けている指標があることを懸念する。さらに、この条約を批准する際に同国が留保はしなかったが、この報告制度は市町村レベルでは任意であることを懸念する。

**6.委員会は、締約国が条約のすべての分野を確実にカバーするよう指標制度を見直すとともに、市町村に条約の実施を監視するよう促す措置をとることを勧告する。**

7.委員会は、条約がスウェーデンの法律に統合されておらず、したがって、各省庁と裁判所の解釈に委ねられていると懸念している。条約の条項は、国内法の本文に明示的には含まれていないため、裁判所判決のガイドラインとしては機能しない。条約の実施に関して、**締約国**の政策と市町村の政策の間には、大きな格差がある。この懸念はまた、同国と委員会との間の公式コミュニケーションでも，個別コミュニケーションNo.3/2011、H.M. vスウェーデンに関連して提起された。

**8.委員会は、条約がスウェーデンの法律として適用されるために、スウェーデンの法律に適切に組み込むよう締約国に求める。**

**B.具体的な権利（第5-30条）**

**平等及び無差別（第5条）**

9.委員会は、合理的配慮の拒否を差別として区分する新差別法案が、従業員数10名未満の組織を免除することを懸念している。また、合理的配慮の拒否という事項が、国の法的枠組み全体に対して一般的に規定されるものとはみなされずに（訳者注：パラレルレポートは、雇用と高等教育分野以外では取り上げられていないと批判している）、いろいろなレベルの政府当局がこの法的義務に拘束されないことも懸念される。

**10.委員会は、締約国に対し、条約第5条の条項との完全な調和を確保するため、提案された法案を見直すこと、また、すべての人の平等な機会という原則に基づいて、公的であれ職業的であれ、社会のすべての領域において合理的配慮が確保されるための適切な措置をとることを求める。委員会はまた、同国が、合理的配慮の法的定義を採択し、それをすべての関連する法律に組み入れて、司法および行政分野を含む政府のあらゆる分野に適用できるようにすることも求める。**

11.委員会は、交差的差別（intersectional discrimination）の事例、例えば障害と性別または民族性との組み合わせを扱うシステムが、もっと開発される必要があると懸念している。

**12.委員会は、締約国が交差的差別に対処するための現在の仕組みの妥当性を検討することを勧告する。**

**障害のある女子（第6条）**

13.委員会は、障害のある女性が性別のために差別されているかどうか、そして障害のある男性と少年に比べて障害のある女性と女児が差別されている程度について情報がほとんど提示されていないことを懸念する。さらに、障害者に関する研究、政策、行動計画にジェンダーの視点が含まれていないことが懸念される。

**14.委員会は、締約国が、ジェンダーと障害の視点を、立法と政策、調査と計画、その実施、評価、監視活動とそのサービスに確実に浸透させるよう勧告する。また、障害のある女性や女児に対する交差的差別を防止するために、同国が効果的かつ具体的な措置をとることを勧告する。**

**障害のある児童（第7条）**

15.委員会は、報告書にある、障害児が他の子供よりも高い割合で暴力にさらされていること、そして児童関連施設で働く職員の間で理解が不足していることを懸念する。

**16.委員会は、締約国が障害児への暴力に関するデータや統計の収集と研究を発展させることを勧告する。また、同国が、一般市民の意識向上とともに、親や子どもと一緒に働く職員の感受性と訓練のための戦略と取り組みを強化するよう勧告する。**

17.委員会は、若者の間で精神保健および心理社会的な問題や障害の割合が高いことを示す報告、学校保健サービスが不足しているとの報告、そして学校心理士や心理社会的支援へのアクセスには長い時間がかかるとの報告に、関心を向けている。

**18.委員会は、締約国が学校保健サービスのために利用可能な資源を増やして、子どもが適切な心理社会的精神保健支援と精神医療を適時に利用でるようにすることを勧告する。**

19.委員会は、障害児が自分たちの生活に関する意思決定に体系的には関与しておらず、彼らに関する事柄について意見を表明する機会がないことを懸念している。

**20.委員会は、締約国が既存の保障措置を確保するとともに、障害児の権利を保護するための追加的措置を採用し、彼らに関するすべての事項について協議するよう勧告する。**

**意識の向上（第8条）**

21.委員会は、一般の人々の間での、特に教育や意思決定者の間での、様々な障害、関連する要因、合理的配慮へのニーズについての知識の欠如を懸念する。

**22.委員会は、公衆の生活の中で社会文化的差別の壁を取り除くことを目的として、様々な障害に関する公衆の知識を高める戦略を作成し、障害のある男性および女性の肯定的なイメージだけでなく、条約で認められたすべての人権の所有者であり、尊厳を持ち、独立した能力のある個人としての有益なイメージを強化することを同国に奨励する。委員会はさらに、障害者の組織と協議して、公的部門の職員の意識を高めるために、特別なプログラムを策定することを勧告する。**

23.委員会は、公務員および民間関係者の間での、条約の内容、特に合理的配慮や障害に基づく差別のような人権法に組み込まれた新しい概念の普及が不十分であると懸念している。

**24.委員会は、最近になって人権法に組み込まれた条約の一般的かつ具体的な内容を知ることができるよう、公務員および民間関係者を対象とした定期的で継続的な全国キャンペーンやその他の訓練コースを立ち上げることを締約国に勧告する。**

**施設及びサービス等の利用の容易さ（第9条）**

25.委員会は、建物のアクセシビリティに関する規則が守られていないことを懸念し、また公共調達手続きがアクセシビリティを充分に強化するように使われていないことを注記しておく。

**26.委員会は、締約国が、次のことを確保するよう勧告する。条約第9条に従い、関連する地方および地域の法律（建築および計画法など）を調整するために、市町村および地方自治体がアクセシビリティ原則について感受性を高められるようにすること。市町村および地方自治体が、建物の完全なアクセシビリテイを監視、評価、確保するために必要な資金を持ち指導を受けられるようにすること。障害者の合理的配慮ニーズが、必要に応じて市町村計画に組み込まれていること。委員会はさらに、すべての公共調達契約にアクセシビリティ要件を体系的に含めることを勧告する。**

27.委員会は、新しい法律、法令および規制を含め、国、地域、県および市町村の公的資料が、アクセシブルな形式で公表されることはめったにないことを懸念する。

**28.委員会は、情報および通信を利用可能な形式で公表する公共部門の責任に関する法的枠組みを追加補強するよう締約国に奨励する。**

**生命に対する権利（第10条）**

29.委員会は、**障害児・者**の自殺率がますます高まっていることに深い懸念を表明する。

**30.委員会は、障害児・者の自殺のリスクの状況を予防し、特定し、対処するために、すべての必要な措置を締約国に求める。**

**危険な状況および人道上の緊急事態（第11条）**

31.委員会は、リスクを減らすための締約国の努力に関する情報の不足と、災害発生時に障害者が必要とする支援を提供するための準備状況に関する情報の不足を懸念している。

**32.委員会は、災害リスク削減対策が十分にアクセシブルであり、障害が配慮されていることを確実にすること、および、災害時に障害者に必要な支援を提供するための準備を確実に行うことを勧告する。**

**法律の前にひとしく認められる権利（第12条）**

33.無能力の宣告が完全に廃止されたとしてもなお（訳者注： 政府は管理者（Administrator）の制度を改善し，当事者申告能力がないということが無くなったと云っている）、委員会は、管理者の任命は代理による意思決定の一形態であると懸念している。

**34.委員会は，締約国が代替意思決定を支援つき意思決定に置き換えるための措置を即時にとることを勧告する．そして，その人の自律，意思および選好を尊重し、条約第12条（自分自身の能力の範囲で，医療に関するインフォームドコンセントを出したり撤回したりする，司法にアクセスする，投票する、結婚する、働く，という個人の権利を含む）に完全に適合した広範囲の措置を提供することを勧告する．**

**身体の自由と安全（第14条）**

35.委員会は、スウェーデンの法律が、心理社会的障害を有し、自分自身や他の人に危険であると考えられる場合に、医療施設においてその者の意志に反して拘束されることを認めていることを懸念している。委員会はさらに、法律が医療機関内または地域社会内での強制的な精神医療を可能にすることを懸念している。

**36.委員会は、実際のまたは存在するとみなされた障害に基づいて、誰もが自らの意志に反して、いかなる医療施設においても拘束されないよう、直ちに必要なすべての立法、行政および司法の措置を講ずるよう勧告する。委員会はまた、締約国がすべての精神保健サービスが当人の自由なインフォームドコンセントによって提供されることを保証するよう勧告する。障害者支援のための十分な地域密着型外来サービスが提供されるように、国は、高レベルの支援が必要な知的および心理社会的障害を持つ人に、より多くの財源を配分することを勧告する。**

**拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由（第15条）**

37.委員会は、電気ショック療法の使用関連の症例数の報告、およびそれが強制治療の可能性があるとの報告に深く関心を持っている。委員会はまた、そのような治療が女性に対してより頻繁に行われるという報告に懸念を抱いている。

**38.委員会は、医療機関における心理社会的障害を有する人に関する非同意の治療を廃止することを締約国に勧告する。条約に定められているように、拷問、残虐、非人道的または品位を落とす治療または処罰の防止に関して、医療従事者およびケアその他の同様の施設の従事者に対する訓練を提供することを締約国に勧告する。**

39.委員会は、精神保健施設での障害のある**少年少女**に対する、強制的および非自発的治療に使用される方法について懸念している。特にスウェーデンの子供オンブズマンによって報告されたように、ひもやベルトの使用、および隔離の使用である。

**40.委員会は、精神保健施設における障害を持つ少年少女に関して、子供オンブズマンの勧告を実施するよう締約国に要請する。**

**搾取、暴力、虐待からの自由（第16条）**

41.委員会は、障害のある女性が曝されている暴力のレベルと、障害のある人々がアクセスできる避難所の割合が低いことを示す報告書を懸念する。

**42.委員会は、障害のある少女、少年、女性に対する暴力と虐待を締約国が確実に確認すること、必要な支援を利用できるようにすること、および、この問題を、保健医療、学校、警察、司法の職員のための国による訓練コースで取り上げることを勧告する。**

**自立した生活及び地域社会への包容（第19条）**

43.委員会は、「基本的ニーズ」と「その他の個人的ニーズ」の解釈が改訂されたことにより、2010年以降多くの人が国の資金によるパーソナルアシスタンスを受けられなくなったことを懸念する。また、この援助を引き続き受けている人々は援助量を大幅に減らされ、その理由は不明であるか、または一見正当らしい理由によることを懸念している。さらに、特定の機能障害者のための支援およびサービス法に基づく肯定的な決定（訳注： 受給資格を認める決定）で、まだ実施されていないものの報告されている数に懸念を持っている。

**44.委員会は、締約国が、パーソナルアシスタンスプログラムに十分で公正な財政援助を提供し、人々の地域社会内での自立した暮らしを確保するよう勧告する。**

**家庭と家族の尊重（第23条）**

45.委員会は、社会サービスが、子どもの出身国からの要求があった場合、里親の一人が障害を有する家庭への国際的な養子の受け入れを拒否できることを懸念している。国の養子縁組制度の枠組みの中で、障害者のいる家庭が市町村や社会サービスから養育能力を評価するために追加審査を受けることも懸念されている。

**46.委員会は、締約国が養子縁組手続における障害に基づく差別を確実に禁止することを勧告する。**

**教育（第24条）**

47.委員会は、学校が組織的および経済的困難を理由に障害のある特定の生徒の入学を拒否できるという報告を懸念する。委員会はさらに、手厚い支援が必要な子どもたちが、そのような支援が不足しているため、学校に通うことができないという報告を懸念している。

**48.委員会は、締約国に対し、すべての障害児をメインストリーミング（主流教育）に含めることを保証し、必要な支援を確実に行うよう要請する。**

**労働と雇用（第27条）**

49.委員会は、障害者の雇用動向が議論の余地があると懸念している。最近の傾向は不明であるが、失業率は一般人口よりも障害者の方が高い。パーソナルアシスタンス支援と公的雇用サービスの支援について有望な成果が得られた。しかし、2008年以降、保険制度の変更により、障害のある失業登録者数が100％増加したことは非常に憂慮すべきことである。委員会はまた、雇用および所得に関して、障害のある女性と障害のある男性との間にはかなりのジェンダー格差が残っていると懸念している。

**50.委員会は、締約国がファンクＡ調査（FunkA Inquiry）が提出した報告書に基づいて、障害者の就職機会を改善する措置をとるよう勧告する。さらに、締約国は、とりわけ雇用におけるパーソナルアシスタンス、職場での遂行における技術援助、公共料金等の減額、雇用主への財政支援、リハビリテーションおよび職業訓練を含む支援措置を増やすこと、そしてジェンダーのギャップを埋める措置をとることを勧告する。委員会は、締約国が、労働市場における「能力低下または制限を有する人々」という障害者を指す用語の使用の影響を検討し、非差別の原則に従って改正することを勧告する。**

**政治および公的生活への参加（第29条）**

51.委員会は、選挙サイクルのすべての段階において、障害者の投票権の行使を促進するためのアクセシビリティと配慮に関する情報が不足していること、そして議員となっている、またはなる準備をしている障害のある人が少ないことを懸念する。

**52.委員会は、マスメディアを通じた有権者教育がアクセス可能となり、選挙に関する情報が入手可能な形式で提供され、選挙運動が完全にアクセス可能となり、投票所での支援が利用可能となり、障害者団体との緊密な協議を経て、障害者のニーズに合わせた投票援助を促進するための仕組みが設けられ、投票援助者が有権者に配慮できるように訓練されていることを、締約国が確保するよう勧告する。また、締約国が、公的立場に選出された障害を持つすべての人に、パーソナルアシスタントを含め、すべての必要な支援を提供するよう勧告する。**

**文化的生活、レクリエーション、余暇、スポーツへの参加（第30条）**

53.委員会は、締約国が、「盲人、視覚障害者、その他印刷物の利用の困難がある人のための公開著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約」（盲人・視覚障害者または印刷物へのアクセスに困難のあるその他の人に公開された著作物へのアクセスを可能にする）に署名または批准していないことを懸念している。

**54.委員会は、締約国に対し、できるだけ早くマラケシュ条約に署名し、批准し、実施するためのあらゆる適切な措置をとることを奨励する。**

**C.特定の義務（第31-33条）**

**統計及び資料の収集（第31条）**

55.委員会は、障害者に関するデータの細分化のレベルが低いこと残念に思う。委員会は、様々な程度の脆弱性にさらされている可能性のある障害者の特定のグループの状況を理解するために、その状況に適した法律、政策、プログラムを開発するために、そして、条約の実施を評価するために、そのような情報が不可欠であると考える。

**56.委員会は、締約国がジェンダー、年齢および障害によって分類されたデータの収集、分析および普及を体系化すること、その点での能力を強化すること、そして、条約の様々な条項の実施に関する進展状況を監視し報告するための立法開発、政策決定、制度強化を支援する、ジェンダーに配慮した指標を開発することを勧告する。**

57.委員会は、障害のある少年、少女、女性（先住民族に属する者を含む）に影響を及ぼしている問題についてはデータが不足していることを懸念している。

**58.委員会は、先住民族に属する者を含む、障害のある**少年、少女**、女性のデータを体系的に収集、分析、普及させることを締約国に勧告する。**

**国際協力（第32条）**

59.委員会は、障害インクルーシブな国際開発作業での、**メインストリーミング**アプローチとツイントラックアプローチの両方を採用している締約国を称賛する。

**60.委員会は、締約国がそのよい実践を国連加盟国、国連機関およびその他の関係者と共有するよう勧告する。さらに、委員会は、ポスト2015開発枠組みへの障害者の権利の視点の組み込みを求める。**

**国内における実施及び監視（第33条）**

61.委員会は、締約国が、条約の実施を監視するための、人権の保護および促進に関する国内機関の地位に関する原則（パリ原則）に基づく独立した仕組みをまだ導入していないことを懸念している。委員会はさらに、人権と差別を担当する省庁ではなく、社会省（the Ministry of Health and Social Affairs）に調整責任があることを懸念している。

**62.委員会は、締約国が、パリ原則に従って、条約に定められている義務を効果的に果たすための独立した監視機構を設立することを勧告する。**

**フォローアップと普及**

63.委員会は、この総括所見に含まれている委員会の勧告を実施するよう締約国に要請する。締約国がこれを検討し実施するために、政府と議会のメンバー、関連する省庁、市町村の当局者、教育、医療、法律専門家などの関連する専門家団体のメンバーおよびマスメディアに対して、現代的コミュニケーション戦略を使用して、この総括所見を伝達するよう勧告する。

64.委員会は、締約国に対し、市民社会組織、特に障害者団体を定期報告書の作成に関与させることを強く奨励する。

65.委員会は、締約国に、この総括所見を、非政府組織および障害者を代表する組織、ならびに障害者自身および家族メンバーを含めて、そして、公用語や手話言語を含む少数民族言語で、またアクセシブルな形式で広く普及させるとともに、人権に関する政府のウェブサイト上で利用できるようにすることを求める。

**次の報告**

66.委員会は、締約国に対し、2019年1月15日までに第2および第3の報告書を併せた合併報告書を提出し、そこにこの総括所見の実施に関する情報を含めるよう求める。委員会は、委員会の簡易報告手続きの下でその報告書を提出することを検討するよう締約国に要請する。その手続きでは、委員会は、報告書の期限日の少なくとも1年前に事前質問事項を作成する。この事前質問事項に対する締約国の回答が、その報告書となる。

（翻訳：佐藤久夫・岡本明）